

令和6年度大洗町立第一中学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

いじめ防止のための基本姿勢

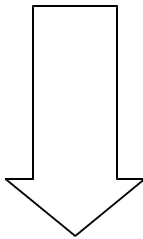
【いじめの定義と学校の基本姿勢】

○ いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）



○ 基本認識

(1) 全職員、生徒が「いじめは、絶対に許されない行為である」ということを共通した認識としてもつこと。

(2) 全職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識で日々の教育活動にあたること。

※ (1)(2)を基本認識とし、全職員が一丸となっていじめの根絶に対応する。

【いじめ防止のための本校の基本姿勢】

○ 学校の基本姿勢

【いじめの未然防止のための取組】

- 1 一人一人がお互いに相手を認め思いやる優しい心を育てると共に、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努めます。
- 2 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。

【早期発見・早期解決に向けての取組】

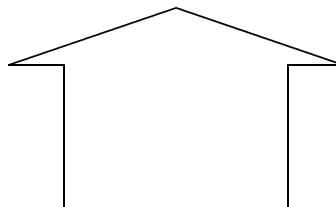
- 1 いじめの早期発見のために、様々な手段を講じます。
- 2 いじめの早期解決のために、組織的対応に努めると共に、当該生徒の安全を保証していきます。
- 3 県いじめ解消サポートセンターなどと連携すると共に、学校と家庭が協力して事後指導にあたります。

【校内研修体制】

- 1 いじめ防止、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図るための研修を実施します。
- 2 学級づくりや生徒の人間関係づくりに関する研修を実施します。

家庭・地域の現状

・奉仕活動に保護者・地域の方々が進んで参加し、学校に対し協力的です。また、地域の巡視等にも協力的です。



いじめの現状

・毎月、いじめに関するアンケート調査を実施し、全職員で情報の収集に努めています。そして、職員間で情報を共有し、早期の解決を図っています。

組織（概要）

○ 生徒指導部員会

（教頭・生徒指導主事・養護教諭・各学年の生徒指導部員）
・職員会議時、随時
・毎週1回開催
・全教職員
・問題傾向を有する生徒について情報の交換
・共通理解・行動についての話し合い

○ いじめ防止対策委員会

・管理職、教務主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、教育相談部員
・毎週1回の運営委員会時といじめ発見時等には担任を含め緊急に開催
・いじめ防止の取組や計画の実践・検証、改善策の検討
・いじめ防止、早期発見・早期対応のための研修会の実施

【いじめの未然防止のための取組】

1 基本的な考え方

生徒一人一人がお互いに相手を認め思いやる優しい心を育てると共に、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には人権や命の大切さについての指導を充実すると共に、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒がもつように、学校教育活動全体を通して指導する。

加えて、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」となり、いじめに加担していることになることを学ばせる。

2 具体的な取組

(1) 優しい心の育成と、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

① 朝のあいさつ運動の実施

毎日の登校時間に、生徒会の本部役員、中央委員等が昇降口付近に立ちあいさつをする。全校生徒が気持ちの良いあいさつを交わすことにより、元気で明るい学校生活の一日のスタートとする。

② 部活動の実施

放課後や土・日に行う各部ごとの活動を通して、切磋琢磨することにより良好な人間関係づくりをする。

③ 人権集会の実施と人権コーナーの充実

人権週間に生徒主体の人権集会を実施する。各学級に人権コーナーを設置し、人権標語の発表・掲示等を行う。

④ 道徳授業の充実

日々の道徳の授業の充実、道徳コーナーの工夫・充実を通して、心と心の連携を図る。

(2) 自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

① 一人一人が活躍できる学習活動

生徒一人一人の活躍の場を意図的、計画的に設定し、それにより自己有用感を高め、自尊感情を育むため、以下の教育活動を推進する。

・生徒会の企画によるボランティア活動の実施（清掃活動、プランター等の花苗を植える作業）

・生徒自らが行う委員会活動の実施

② 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

学級活動等で構成的グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニングを有効に活用し、自分と他の人では思いや考えが違うことに気付かせ、その中に認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育み明るい楽しい学校生活を送るための基礎を培う。

③ 学習のねらいの明確化と共通した学習の流れの設定

学習のねらいを明確にし、生徒がこの時間に何を学ぶかをはっきりさせる。また、学習の流れを示すことによって、見通しをもって学習に取り組めるようにする。発問や指導方法を工夫することにより、主体的に学習に取り組めるようにする。

④ 学び合う授業の充実

授業にグループ学習や話し合い活動を取り入れ、互いの考えを伝え合い、自らの考えや集団の考えを発展させる中で、他者を認めみんなで学ぶことのよさを味わうことができるように工夫する。

⑤ 人とつながる喜びを味わう体験活動

学校行事（体育祭、文化祭や合唱祭）や生徒会活動（あいさつ運動、学級対抗の大縄跳び大会）、ボランティア活動、総合的な学習の時間において、友達とわかり合える楽しさやうれしさを共有したり、自分や相手の思いを相互に交流させる場を設けたりするなど、体験を通して達成感を体験できる教育活動を推進する。

【早期発見・早期解決に向けての取組】

1 基本的な考え方

いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係な生徒はいないとの基本認識に立ち、早期発見、早期対応に努めることが重要である。そのために、様々な手段を講じる必要がある。

また、いじめの早期解決のために、組織的に対応すると共に、生徒の安全を保障する。さらに、学校内だけでなく各種団体や専門家と連携すると共に、収束に向かう過程においても、学校は家庭との連携を密にし、協力して該当生徒の健全な成長に努める。

2 具体的活動

(1) いじめの早期発見のために、講じる様々な手段

① 日常的な観察の重視

全教職員が生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行う。このことにより、生徒の小さな変化を見逃さないように努める。そのために、生徒と一緒に休み時間を過ごすこと、清掃活動や給食活動と一緒にするなどして見守りや信頼関係の構築に努める。

② 小さな変化への組織的観察

おかしいと感じた生徒がいた場合には学年会や生徒指導部員会等の場において観察結果を共有し、より多くの目で当該生徒を見守り、観察する。特に、欠席が続いた時点（場合によっては欠席初日から）で、当該生徒や保護者に素早くアプローチする。

③ 教育相談活動への導入

変化が見られたと認識した場合には、教員が積極的に働きかけを行い生徒に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談活動」で当該生徒から悩みを聞き、問題の早期解決を図る。初期的な段階であっても、組織的な対応に心がける。

- ④ 「学校生活に関するアンケート」の実施
「学校生活に関するアンケート」を年3回実施する。(教務部から出される) この中で気になる回答をした生徒に早期に教育相談を実施すると共に、組織的な観察を開始する。
 - ⑤ 「いじめに関するアンケート調査」の実施
「いじめに関するアンケート調査」を生徒に対し毎月実施する。また、保護者に対し、年3回実施する。この中で気になる回答をした生徒に早期に教育相談を実施すると共に、組織的な観察を開始する。
 - ⑥ 「チェックリスト」の活用
「家庭用いじめ発見チェックリスト」(保護者会で配付)や「いじめ早期発見のためのチェックリスト」(教職員に配付)を活用する。
 - ⑦ Q-Uテストの活用
Q-Uテストの実施により、学校生活における生徒の意欲や満足感等を測定し学級づくりに役立てるようにする。
 - ⑧ 「生活の記録」の有効活用
生徒が、毎日の振り返りをし、家庭学習の記録をし提出する「生活の記録」を活用する。これにより、生徒の考えを知り不安があれば面談を行う等して不安を和らげると共に、教師自身の生徒を見る目を養う。
- (2) いじめの早期解決のための組織的対応と当該生徒の安全の保証
- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱えこむことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割を分担していじめ問題の解決にあたる。
 - ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
 - ③ 傍観者の立場にいる生徒たちにもいじているのと同様であるということを指導する。
 - ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
 - ⑤ いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- (3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組
- ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。特に、深刻と思われるいじめが起こった場合には、決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
 - ② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いじめ・体罰防止サポートセンター」等のいじめ問題などの相談窓口を紹介する。

【いじめ防止のための取組年間計画】

月	実施計画		
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校内研修「いじめは絶対に許さない行為である」といういじめ根絶に向けた全職員の生徒理解を図る ○ 学年間の情報交換、指導記録の引き継ぎ ○ いじめ対策に係わる共通理解、いじめ対策組織編成 ○ 学級開き、人間関係づくり、学級のルールづくり ○ 学年集会、新入生を迎える生徒集会 ○ 保護者との二者面談の実施 ○ 保護者へのいじめ対策についての説明と啓発、家庭用いじめ発見チェックリストの配付(保護者会) 	※①②	
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校内研修「配慮を要する生徒への対応」 ○ 「いじめに関するアンケート調査」と教育相談の実施 ○ 校内研修「いじめの早期発見と指導のあり方」 ○ 生徒会主催の大縄跳び集会に向けた練習の実施 ○ ボランティア活動の実施(花苗植え) ○ 体育祭に向けた実行委員の活動 		
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「学校生活に関するアンケート」の実施 ○ 行事を通じた人間関係づくり(修学旅行等) ○ 校内研修「構成的グループエンカウンター」を取り入れた授業研究会 ○ Q-Uテストの実施 ○ 「いじめに関するアンケート」と教育相談の実施 		
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校評価の実施→生徒・保護者の意見を聞く ○ 学校評価の結果分析と改善策の検討 ○ 「いじめに関するアンケート調査」と教育相談の実施 ○ 保護者用「いじめに関するアンケート調査」の実施 ○ 三者面談の実施(全学年) 		
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校内研修「事例検討会(県からの資料等活用)」 ○ 行事を通じた人間関係づくり(2年生職場体験) 		

9月	○ 「いじめに関するアンケート調査」と教育相談の実施 ○ 行事を通じた人間関係づくり（宿泊学習）		
10月	○ 「いじめに関するアンケート調査」と教育相談の実施 ○ 二者面談の実施 ○ ボランティア活動の実施（花苗植え） ○ 望洋際・校内合唱コンクールに向けた実行委員等の活動と実施		
11月	○ 「学校生活に関するアンケート」の実施 ○ 「いじめに関するアンケート調査」と教育相談の実施 ○ 三者面談の実施（3年） ○ 大洗駅でのあいさつ運動（大洗高校と合同） ○ Q-Uテストの実施		
12月	○ 学校評価の実施→生徒・保護者の意見を聞く ○ 学校評価の結果分析と改善策の検討 ○ 「いじめに関するアンケート調査」と教育相談の実施 ○ 保護者用「いじめに関するアンケート調査」の実施 ○ いじめ防止標語の発表（人権集会）と掲示（人権意識啓発活動）		
1月	○ 「いじめに関するアンケート調査」と教育相談の実施 ○ 三者面談の実施（全学年）		
2月	○ 「いじめに関するアンケート調査」と教育相談の実施 ○ 保護者用「いじめに関するアンケート調査」の実施 ○ 行事を通じた人間関係づくり（1・2年スキー宿泊学習）		
3月	○ 記録整理、引き継ぎ情報の作成 ○ 小・中学校の情報連携のための連絡会の開催		

※①は、毎日のあいさつ運動（生徒会、中央委員）

②は、毎月1回学年会で「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を使つての情報交換

【校内研修体制】

1 本年度研修計画

(1) 本年度研修の重点

- ・本校のいじめに関する実態と課題を知り、本校のいじめ防止基本方針、計画についての理解を深める。
- ・いじめの未然防止、早期発見、早期解決のための指導力、対応力の向上に努める。

(2) 研修年間計画

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
内 容	① ②	① ④			③ ⑤							

①未然防止に関する内容

②早期発見・早期対応に関する内容

③いじめを受けた生徒への対応

④教育相談に関する内容

⑤いじめの総括的内容

⑥その他

(3) 4月の具体的な研修

① 研修目的 配慮を要する生徒に対する全教職員での共通理解

② 研修日時 4月15日（月）

③ 研修内容 配慮を要する生徒に対する具体的な情報と配慮事項の確かめ

④ 講 師

⑤ その他

(4) 5月の具体的な研修

① 研修目的 教職員のいじめ根絶に向けた意識の向上

② 研修日時 5月27日（月）

③ 研修内容 本校いじめ防止基本方針の確かめ

④ 講 師

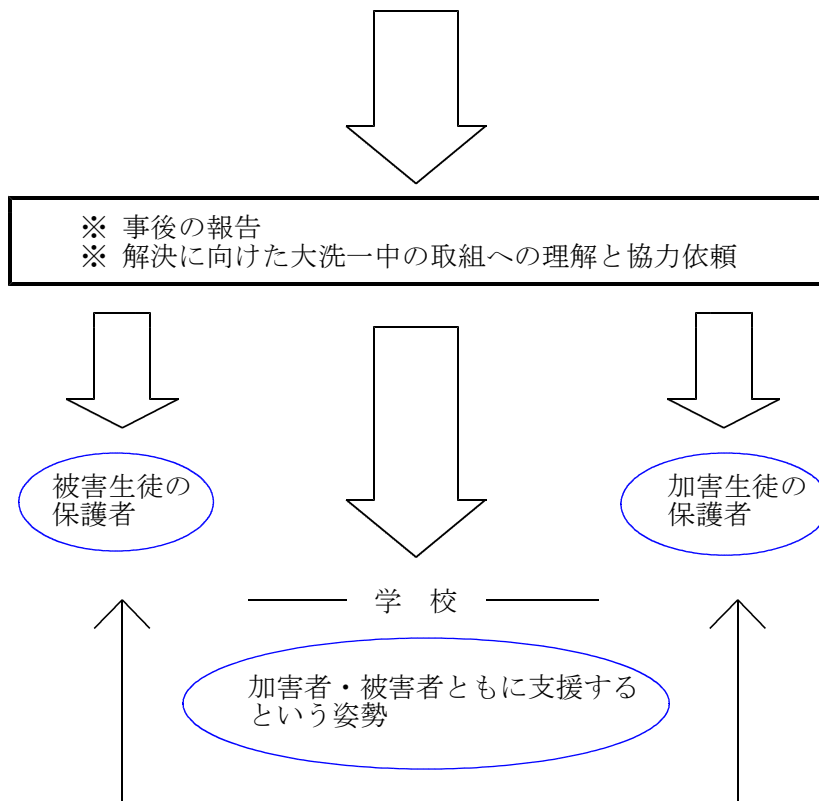
⑤ その他

(5) 8月の具体的な研修

- ① 研修目的 いじめ根絶に向けた教職員の意識、技術力の向上
- ② 研修日時 8月19日(月)
- ③ 研修内容 事例検討会(県からの資料等活用)
- ④ 講師
- ⑤ その他

【いじめが起こった時の対応マニュアル】

- 事実確認の集約・・・いつ、だれが、どのように
役割分担して、個別対応で丁寧にかつ慎重にして速やかに
① 詳細な聞き取り(時間・場所・メンバー・様相)
※ネット上に誹謗、中傷の書き込みを確認した時
→掲示板の管理者に削除依頼・削除の確認
② いじめの構造と動機、背景を探る
(家庭環境、友人関係など)
③ 周囲の生徒からの聞き取り
※傍観者もいじめ容認者であることを伝える
- 対応策を明確に・・・短期・中期・長期に分けて
(教職員の共通理解、共通認識)
- 町教委への状況報告と相談・・・町(地域)としての協力
解消に向けての道筋づくり



□ 事実の伝達と謝罪 (家庭訪問)

- * 生徒の辛かった気持ちに共感
- * 今後の学校の援助指導の方向性を示し意見を伺う

□ 事実の伝達と指導 (家庭訪問)

- * いじめは絶対許されないこと
→ いじめをしてはいけないことを指導し
いじめられる側の思に至るまで話し合う
- * 加害者も大洗一中の大切な生徒である
生活を立て直すことを念頭に話しをする